

薬局開設・医薬品販売業・ 医療機器販売業等変更届書

■ 薬局開設・医薬品販売業・医療機器販売業等変更届書とは
薬局開設者及び医薬品販売業者は、国が定めた事項に変更が生じたとき、
30日以内に、所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。

電子申請の方法

- 各保健所(部)の電子申請窓口をクリックすると、申請画面に進みます。

【東部保健所】薬局開設・医薬品販売業・医療機器販売業等変更届書

入力の状況

0%

大分県の「【東部保健所】薬局開設・医薬品販売業・医療機器販売業等変更届書」のオンライン申請ページです。

【東部保健所】薬局開設・医薬品販売業・医療機器販売業等変更届書
変更の届出を管轄保健所(部)に申請します。

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

👉 申請手続きの内容を確認してください。

👉 「新規登録またはログインして申請」をクリックしてください。

電子申請の方法

(※1)各保健所(部)の電子申請窓口

所轄区域	電子申請窓口
別府市、杵築市、日出町	東部保健所
国東市、姫島村	東部保健所国東保健部
臼杵市、津久見市	中部保健所
由布市	中部保健所由布保健部
佐伯市	南部保健所
豊後大野市、竹田市	豊肥保健所
日田市、九重町、玖珠町	西部保健所
中津市、宇佐市	北部保健所
豊後高田市	北部保健所豊後高田保健部

電子申請の方法

 **Graffer**
スマート申請

大分県 ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#)  [プライバシーポリシー](#)  をお読みの
うえ、同意してログインしてください。

 **Googleでログイン**

 **LINEでログイン**

 **メールアドレスでログイン**

[ログイン方法について教えてください](#) 

[大分県のサービスにG Biz IDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認が
できます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

アカウント情報を入力してログインしてください。

電子申請の方法

薬局開設・医薬品販売業・医療機器販売業等変更届書

入力の状況

0%

大分県の「薬局開設・医薬品販売業・医療機器販売業等変更届書」のオンライン申請ページです。

薬局開設・医薬品販売業・医療機器販売業等変更届書とは
変更の届出を管轄保健所（部）に申請します。

利用規約をご確認ください

[利用規約](#)  に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する 必須

申請に進む

1. 利用規約を確認して同意するにチェックを入れてください。
2. 「申請に進む」をクリックしてください。

電子申請の方法

申請者の情報

申請者の種別 必須

個人

法人

氏名 必須

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

住所 必須

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

電話番号 必須

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス 自動入力

入力フォームに従って、申請者の情報を入力してください。

電子申請の方法

申請者の情報

申請者の種別 必須

個人

法人

法人を検索して自動入力する

法人名称 必須

法人名称を入力してください。

郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください

郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

主たる事務所の所在地 必須

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

電話番号 必須

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス 自動入力

法人代表者の情報

法人代表者の職 必須

例：代表取締役等

法人代表者の氏名 必須

法人の場合には、代表者の情報を入力するフォームが出てきます。

電子申請の方法

申請者の情報

業務の種類 必須

複数の業種の許可を有している場合には、それぞれ変更届を提出してください。

選択してください

必須選択項目です

許可番号 必須

例：第〇〇号

第〇〇号

許可年月日 必須

許可証に記載されている有効期間の開始日を入力してください。管理医療機器の販売業又は貸与業の場合には、届出を行った年月日を入力してください。例：令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日

薬局、店舗、営業所等の名称 必須

許可証に記載されている通りに入力してください。

薬局、店舗、営業所等の所在地（郵便番号） 任意

郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

薬局、店舗、営業所等の所在地 必須

① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

選択してください

薬局

薬局製造販売医薬品製造販売業

薬局製造販売医薬品製造業

店舗販売業

配置販売業

卸売販売業

高度管理医療機器等販売業貸与業

高度管理医療機器等販売業

高度管理医療機器等貸与業

管理医療機器販売業

管理医療機器貸与業

再生医療等製品販売業

配置販売業の場合のフォーム

申請者の情報

業務の種類 必須

複数の業種の許可を有している場合には、それぞれ変更届を提出してください。

配置販売業

許可番号 必須

例：第〇〇号

第〇〇号

許可番号を入力してください。

許可年月日 必須

許可証に記載されている有効期間の開始日を入力してください。管理医療機器の販売業又は貸与業の場合には、届出を行った年月日を入力してください。例：令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日

配置販売業の営業区域 必須

大分県一円

電子申請の方法

変更内容

別添(電子媒体での提出不可一覧)
参照

変更する事項 必須

添付書類の原本提出が必要な手続き及び資格証明書等の原本照合を行う手続きについては、電子申請を受付していません。電子申請可能な手続きについては薬務室HPで確認してください。

変更前の事項 必須

変更前後の内容を添付ファイルで提出いただく場合には、「別添のとおり」としていただいても構いません。

変更後の事項 必須

変更前後の内容を添付ファイルで提出いただく場合には、「別添のとおり」としていただいても構いません。

様式第六 変更届書		
業務の種類別		
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日	第	号
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称	所在地
変更内容	事項	変更前
		変更後
変更年月日	年	月
備考		
上記により、変更の届出をします。		
年 月 日		
住 所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕		
氏 名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕		
大分県知事	殿	

変更年月日 必須

令和〇年〇月〇日

電子申請の方法

変更年月日から30日以内（事前届出の場合には変更前）の届出か 必須

変更から30日を経過している場合には「遅延理由」の入力が必要です。変更内容によっては、変更前の事前の届出が必要です。

変更から30日以内の届出である。

変更から30日を超過している。

事前の届出である。

事前の変更届が必要だったが、事後となった。

遅延理由 必須

変更の届出が遅延した理由を入力してください。

「変更から30日を超過している」
「事前の変更届が必要だったが、事後となった」
場合には、遅延理由を入力するフォームが出てきます。

0/400

備考 必須

0/400

電子申請の方法

添付書類

添付書類は電子ファイルで提出してもらいます。
複数ファイルをzipファイルで提出することも可能としています。

変更内容に関する添付書類 任意

変更内容に関する添付書類をPDF等で添付してください。必要な添付書類については、大分県薬務室HP内の医薬品医療機器等法関係様式のページで事前にご確認ください。複数ファイルの場合にはZipファイルにまとめて添付してください。

 ファイルを選択…

変更内容に関する添付書類② 任意

ファイルが複数ある場合にはこちらに添付してください。複数ファイルの場合にはZipファイルにまとめて添付してください。

 ファイルを選択…

変更内容に関する添付書類③ 任意

ファイルが複数ある場合にはこちらに添付してください。複数ファイルの場合にはZipファイルにまとめて添付してください。

 ファイルを選択…

1つの申請フォームに1ファイルしか添付できないため、1ファイルずつ添付する場合は3つまで添付可能としています。

電子申請の方法

入力状況 100%

申請内容の確認

申請者の情報

申請者の種別 必須

法人 [編集](#)

法人名称 必須

株式会社やくむ [編集](#)

郵便番号 必須

8708501 [編集](#)

主たる事務所の所在地 必須

大分県大分市大手町 [編集](#)

電話番号 必須

097-506-2650 [編集](#)

この内容で申請する

1. すべての入力が終了すると、申請内容の確認画面に移ります。内容に間違いがないかを確認してください。
2. 間違いがなければ「この内容で申請する」をクリックしてください。

■ 電子申請の入力は以上で終了です。

電子申請後について

1. 「申請受付」の通知が届きますので確認してください。